

(参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

参考資料 5

2015/12/31現在

平成27年10月1日～平成27年12月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

< 取引・契約関係(特定商取引法):14件 >

受付番号	受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント	分類
43518	10月15日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書	広島弁護士会 会長 木村 豊	特定商取引法に、電話勧誘販売及び訪問販売の取引類型について、事前拒否者への勧誘を禁止する制度(Do-Not-Call制度、Do-Not-Knock制度)を導入することを求める。	取引・契約関係
43524	10月27日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を求める意見書	福島県弁護士会 会長 大峰 仁	特定商取引法改正に関し、以下の立法措置を講ずることを強く求める。 ・事前拒否者への勧誘禁止制度を導入すべき。 ・訪問販売に関して、ステッカー方式によるDo-Not-Knock制度を導入すべき。 ・電話勧誘販売に関してはDo-Not-Call制度を導入すべき。また、事業者の確認方法にはリスト洗浄方式を採用すべき。 ・オプト・アウト規制は、原則、全ての商品、役務に適用すべき。	取引・契約関係
43526	10月28日	勧誘規制の強化を求める決議	九州弁護士会連合会 理事長 前田 和馬	以下の点を強く求める。 ・商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制緩和策を取り止め、改正省令を廃止 ・海外で実施されている電話勧誘拒否登録制度を導入する施策を講じる ・お断りステッカー等、訪問販売の事前拒否に明確な法的根拠を与え、これを無視して勧誘することを禁止する訪問勧誘拒否制度を実現するための施策を講じる	取引・契約関係
43528	11月4日	意見書	一般社団法人 日本美容外科学会 理事長 梅澤 文彦	美容医療が特定商取引法の対象とされようとしていることは残念かつ遺憾。今しばらく(最短で1年程度)日本美容外科学会の自主的な取組、改善状況を監視していただきたい。不可逆性の強い役務である医療行為を特定商取引法の特定継続的役務に加えないでいただきたい。	取引・契約関係

43532	11月16日	特定商取引に関する法律の改正にあたりDo-Not-Knock制度・Do-Not-Call制度の導入を求める意見書	滋賀弁護士会 会長 中原 淳一	特定商取引法の改正にあたり、不招請勧誘規制を強化し、以下の立法措置を講ずることを求める。 ・予め、拒絶意思を表示している消費者には、訪問又は電話勧誘行為を禁止する勧誘拒絶制度を導入すべき。 ・規制に反する勧誘行為を効果的に抑止するため、罰則を設け、必要な行政処分が行えるものとするべき。また、規制に反してなされた勧誘行為による契約は、消費者が無効・取消しまたは解除を主張できるとすべき。	取引・契約関係
43534	11月19日	特定商取引法に事前拒否者への勧誘を禁止する制度の導入を求める意見書	山梨県弁護士会 会長 關本 喜文	特定商取引法に、予め訪問勧誘や電話勧誘を受けたくない旨の意思を示した消費者に対して、事業者がそれらの勧誘を行うことを禁止する制度(事前拒否者への勧誘禁止制度)を速やかに導入することを求める。	取引・契約関係
43539	12月2日	意見書	公益社団法人日本訪問販売協会	・特定商取引法の見直しにあたって、立法事実にかかる十分な検討が行われていない状態での規制強化には反対する。 ・十分な検証がなされたとはいえない状況において、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思」の表示の解釈を拡大することには反対する。	取引・契約関係
43546	12月11日	特定商取引法の見直しに関する意見	一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷 浩史	・不意打ち性等の要件が明確化されていない現状において、アポイント面とセールスの対象となる来訪要請方法にSNSや電子広告等を加えることに反対する。 ・通信販売の規律として「虚偽・誇大広告に関する取消権」または「虚偽広告に関する取消権」を規定することに反対する。	取引・契約関係
43547	12月11日	消費者委員会特定商取引法専門調査会における審議について	一般社団法人日本新聞協会販売協会	・訪問販売、電話勧誘販売の勧誘行為に関し、一方的に過剰な規制を導入することには反対する。 ・自主規制の方法や評価は各業界や事業者の判断に委ねるとともに、過度な制約を課す制度を導入しないよう強く求める。	取引・契約関係
43548	12月11日	特定商取引法専門調査会 取りまとめに対する意見	一般社団法人日本自動車販売協会連合会	・勧誘に関する規制のとりまとめにあたっては、事業者と消費者の認識の一致がみられた取組だけを記載するようにしていただきたい。 ・事業者が消費者を金融機関等に連れて行く行為については、「消費者が望んでいない場合」という要件を明示していただきたい。また借入れ等を進める行為を規制することには強く反対する。 ・アポイントメントセールスにおける来訪要請方法については、具体的かつ広範な営業活動の内容を把握することが不可欠である。	取引・契約関係
43549	12月11日	意見書	公益社団法人日本訪問販売協会	第17回特定商取引法専門調査会における論議及び報告書案に関し意見を述べる。 ・法執行の強化には賛成であるが、事業者・消費者の予測可能性について十分に配慮される必要がある。 ・勧誘に関する論点については、立法事実にかかる十分な検討が行われていない状態での規制強化には反対する。 等	取引・契約関係

43550	12月14日	意見書	公益社団法人日本美容医療協会 会長 保阪 善昭 理事長 吉本 信也	美容医療も医行為であり、これに対して商取引にかかる消費者保護の視点のみから特商法の規制を課すことは適切ではない。美容医療分野における消費者トラブルの問題は、医事法令による規制により対処すべき問題である。したがって、当会は、美容医療を「特定継続的役務」に追加することに反対である。	取引・契約関係
43561	12月21日	特定商取引に関する法律の見直しに関する意見	広告・報道関係8団体	特定商取引法専門調査会報告書(案)について、「SNS・電子広告といった来訪要請手段についてもアポイントメント・セールスの規制が及びようにすべき」であるとしている点及び虚偽・誇大広告に関する取消権についての検討の余地を示唆する点につき、強く反対する。	取引・契約関係
43562	12月22日	特定商取引法専門調査会報告書(案)に対する意見	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	・勧誘に関する規制について、立法事実の認識が共有され、事業者と消費者の認識の一致が確認できた取組のみを記載するべきと考える。 ・アポイントメント・セールスに関する論点について、規制範囲やこれまで適用対象とされてきたものとの整理など、慎重な検討が必要。 ・自主規制の取組の目標や評価の検証は、各業界の独自性を尊重すべき。	取引・契約関係

< 取引・契約関係(その他) : 4件 >

43523	10月25日	割賦販売法改正についての意見書	京都弁護士会 会長 白浜 徹朗	・アクワイアラー(PSP含む)及びイシューアーに対して、さらなる義務を負わせることを求める。 ・相談・苦情に関する情報の活用を要求する。	取引・契約関係
43560	12月21日	割賦販売法改正についての意見書	仙台弁護士会 会長 岩淵 健彦	割賦販売法の見直しに当たり、アクワイアラー等に課すべき調査義務として、加盟店契約締結時における事業責任者の身分情報の確認等を具体的に規定すべきこと、イシューアーに苦情伝達義務等を課し、併せて業務改善命令等義務履行を担保する制度を創設すべきこと、マンスリークリア取引に関して抗弁接続等の制度的な措置を追加すべきことを求める。	取引・契約関係
43564	12月22日	金融商品取引法改正に伴う政省令等の改正に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	第189回国会における金融商品取引法改正に伴う同法施行令等の改正案について、基本的に賛意を表明するとともに、投資家保護の観点から、適格機関投資家等特例業務の届出書の記載事項に関して、当該業務に係る出資対象事業の内容について監督指針等において明確化を図ること等を求めるもの。	取引・契約関係

43569	12月24日	第22回消費者契約法専門調査会「個別論点の検討(10)」、第23回消費者契約法専門調査会「個別論点の検討(11)」に関する意見	一般社団法人 家電製品協会 消費者部 町田 隆	第22回及び第23回の消費者契約法専門調査会における個別論点について意見を述べる。将来的な視点も含め、健全な事業者の活動を制約する事がないよう強く求めます。	取引・契約関係
-------	--------	---	----------------------------	--	---------

< 食品表示関係: 2件 >

43521	10月16日	すべての遺伝子組み換え食品に表示を求めます	遺伝子組み換え食品いらない！ キャンペーン 特定非営利活動法人日本消費者連盟	遺伝子組み換え食品の表示について以下の意見を述べる。 ・すべての遺伝子組み換え食品・飼料への表示の義務化をすべきである ・組み換えでないことを表示できる混入率の基準を5%以下から0.9%未満へ変更すべきである	食品表示関係
43540	12月4日	機能性表示食品に関する意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 万里野	・機能性表示食品制度の施行状況の確認及び必要な措置を検討する場を設置すべき。 ・公的機関が安全性について疑義を示した成分を含有する食品についてその旨を開示すべき。また届出を受理すべきでない。 ・サプリメント形状の食品について販売実績を食経験と認めるならばガイドラインに食経験の判断基準について具体的に示すべき。 ・制度およびバランスのとれた食生活の重要性の周知 ・疑義申し立てや相談をする窓口を明確化すると同時に寄せられた情報を保健所等と共有して危害発生などに素早く対応する制度整備が必要	食品表示関係

< 消費者安全関係: 4件 >

43530	11月11日	ベンゾジアゼピン系薬物に関する要望書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議事務局	ベンゾジアゼピン系薬物に関して、関係企業に対してベンゾジアゼピン系薬物同士の多剤併用の有害性の警告欄への明記等を、厚生労働省に対して関係企業への指導等を、学会に対して依存症や多剤併用の有害性の周知啓発のため学会員に対する研修の実施等を、文部科学省に対して依存症や多剤併用の有害性について医学部等における教育の強化を要望。	消費者安全関係
-------	--------	--------------------------	-----------------	--	---------

43553	12月16日	「医薬品の臨床試験の実験の基準に関する省令」一部改正の骨子(案)に対する意見書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験へのアクセスを充実させる仕組みの実施に向けた省令改正について、予定されている制度は違法であり、これを前提とする省令改正について反対。	消費者安全関係
43554	12月16日	「子宮頸がんワクチンの有効性と安全性の評価に関する疫学研究」に関する意見書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	「子宮頸がんワクチンの有効性と安全性の評価に関する疫学研究」について、一部研究員の除外、研究対象である症状の特定等をした上での調査を求める。	消費者安全関係
43568	12月24日	「名古屋市子宮頸がん予防接種調査 解析結果(速報)」に関する意見書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	名古屋市が今年12月に公表した「名古屋市子宮頸がん予防接種調査 解析結果(速報)」に関して、調査の意義は大きいとしつつ、HPVワクチン接種後に現れる症状の実態分析がなされていない等の問題点を挙げるとともに、今後の名古屋市の対応として、調査結果のさらなる分析を求めるもの。	消費者安全関係

< 個人情報保護制度: 1件 >

43533	11月18日	欠陥だらけのマイナンバー(共通番号)制度の廃止を含む見直しを強く求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	マイナンバー制度に関して、当面、マイナンバーを利用しなくてもいい権利とその方法の確立、国民への周知、番号利用の拡大方針を白紙とすること、制度の廃止を含む抜本的な見直しを消費者の意見が尊重される議論の場を設定して行うことを要望。	個人情報保護制度
-------	--------	--------------------------------------	-------------------	---	----------

< その他(消費者庁等の移転関係: 21件) >

43529	11月4日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に断固反対します！	全国消費者行政ウォッチねっと	消費者庁や国民生活センターを地方に移転することは、消費者行政の司令塔機能などの機能を大幅に減衰させるものであり、我が国の消費者行政全体に甚大なダメージを与えられられるため、断固反対する。	その他
-------	-------	-----------------------------	----------------	---	-----

43531	11月13日	政府関係機関の地方移転の検討にあたっての要望 ～消費者行政機関の機能を維持・発展させるため、消費者庁と国民生活センターの地方移転に強く反対します～	一般社団法人全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)河野 康子 代表理事(共同代表)松岡 万里 野	消費者庁と国民生活センターについて、徳島県への移転が検討されているが、消費者行政の特徴を考えれば、弊害・問題点を上回る必要性・効果があるとは思えず、弊害を少なくする措置も不十分なものととらざるを得ず、結果、消費者庁等の機能は低下し、消費者行政の後退は避けられないため、地方移転には強く反対。	その他
43535	11月26日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 村越 進	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在すること等が不可欠であり、これに反するような地方移転には反対。消費者委員会の移転については公表された資料が見当たらないが、移転には反対。	その他
43536	11月30日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高島 英弘(京都産業大学法務研究科教授)	政府では、消費者庁・国民生活センターの徳島県への移転を検討しているが、消費者行政の司令塔機能や、全国の消費生活センター・消費生活相談窓口のセンターオブセンターとして地方消費者行政の支援の機能を大幅に減衰させるものであり、断固反対。万一消費者委員会の移転が提案されるようであれば、それについても反対。	その他
43537	12月2日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	適格消費者団体特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	消費者庁の地方移転は、消費者保護政策の司令塔機能等を果たすためには反対。国民生活センターについても、消費者庁と密接に連携して業務を行うことが必要であり、反対。	その他
43538	12月2日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	埼玉県生活協同組合連合会	消費者庁の地方移転は、消費者保護政策の司令塔機能等を果たすためには反対。国民生活センターについても、消費者庁と密接に連携して業務を行うことが必要であり、反対。	その他
43541	12月7日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	内閣総理大臣認定適格消費者団体 NPO法人消費者支援ネットくまもと 理事長 青山 定聖	消費者庁、国民生活センターの徳島県移転は機能低下を招くので、移転には反対。消費者委員会についても、万一移転が提案されるようなら、反対する。	その他
43542	12月7日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に賛成する意見書	非営利特定活動法人食品安全グローバルネットワーク 会長 伊藤 誉志男	全ての省庁の司令塔が東京に集中しなければならない理由はなく、インターネットや航空機の発展によって、東京～徳島間は短距離であり、消費者庁・国民生活センターの地方移転に賛成。	その他
43543	12月7日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	全大阪消費者団体連絡会 事務局長 飯田 秀男	消費者庁、消費者委員会、国民生活センターは、相互に密接な連携が必要で、一体的に消費者行政の司令塔機能を発揮することが求められている。その役割を果たすためには、徳島県への移転は避けなければならないが、地方移転には反対。	その他

43544	12月8日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	埼玉県消費者団体連絡会	消費者庁の地方移転は、消費者保護政策の司令塔機能等を果たすためには反対。国民生活センターについても、消費者庁と密接に連携して業務を行うことが必要であり、反対。	その他
43551	12月14日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	横浜弁護士会 会長 竹森 裕子	消費者庁・国民生活センターは、緊密な連携の下に消費者行政を推進すべきであり、地方移転することは、両機関の機能から不相当であると考えてるので、反対。	その他
43552	12月16日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	東京弁護士会 会長 伊藤 茂昭	消費者庁及び国民生活センターの地方移転は、それらが果たす機能からして反対。ともに「政府関係機関移転に関する有識者会議」が示す移転の提案を受け付けない機関に該当することは明らかである。	その他
43555	12月17日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西(略称:KC's) 理事長 榎 彰徳	東京への一極集中の是正に反対するものではないが、政府機関の地方移転によって、本来の機能が低下することになっては本末転倒。現状はその不安が拭いきれず、消費者庁・国民生活センターの地方移転には反対。	その他
43556	12月18日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	適格消費者団体特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦 市郎	他の関連政府関係機関が東京に集中している現状において、消費者庁と国民生活センターを地方に移転することは、その本来の機能が著しく低下するものといわざるを得ないので、いずれも反対。	その他
43557	12月18日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	福岡県弁護士会 会長 斉藤 芳朗	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在すること等が不可欠であり、これに反するような地方移転には反対。消費者委員会の移転については公表された資料が見当たらないが、移転には反対。	その他
43558	12月21日	消費者庁・国民生活センター地方移転に関する意見書【参考送付】	大阪弁護士会 会長 松葉 知幸	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在すること等が不可欠であり、これに反するような地方移転には反対。	その他
43559	12月21日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘	消費者庁が政府全体の消費者保護政策の司令塔機能や消費者関連法の審議・立法の機能を果たすため、地方移転には反対。国民生活センターについても、消費者庁などと密接に連携して業務を行うことが必要であり、移転には反対。	その他

43563	12月22日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書	千葉県弁護士会 会長 山本 宏行	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在すること等が不可欠であり、これに反するような地方移転には反対。	その他
43565	12月24日	消費者庁・国民生活センター地方移転に関する意見書【参考送付】	消費者行政市民ネット 代表 国府 泰道	消費者庁、国民生活センターが、それぞれ消費者保護政策を推進する司令塔機能、消費生活センター・消費生活相談窓口支援の中核機関としての機能等を果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に存在すること等が不可欠であり、これに反するような地方移転には反対。 消費者委員会も移転対象とされる可能性があるが、地方移転は各省庁の消費者政策の監視機能の低下を招き、委員の選任を困難にするので、移転には反対。	その他
43566	12月24日	消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する会長声明	愛知県弁護士会 会長 川上 明彦	消費者庁及び国民生活センターの地方移転は、それらが果たす機能からして反対。ともに「政府関係機関移転に関する有識者会議」が示す移転の提案を受け付けられない機関の典型である。	その他
43567	12月24日	消費者庁の地方移転に反対する会長声明	特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘	消費者庁、国民生活センター、消費者委員会の地方移転は、それらの機能の低下をもたらすおそれが大きく、断固反対。	その他



< その他(その他) : 1件 >

43527	10月29日	民法の成年年齢の引下げと消費者被害に関する会長声明	第二東京弁護士会 会長 三宅 弘	民法の青年年齢を20歳から18歳に引き下げることの是非については、より十分な時間をかけた国民的議論を経て決定する必要があるから、熟議を経ないで決定することのないように求める。	その他
-------	--------	---------------------------	---------------------	---	-----